

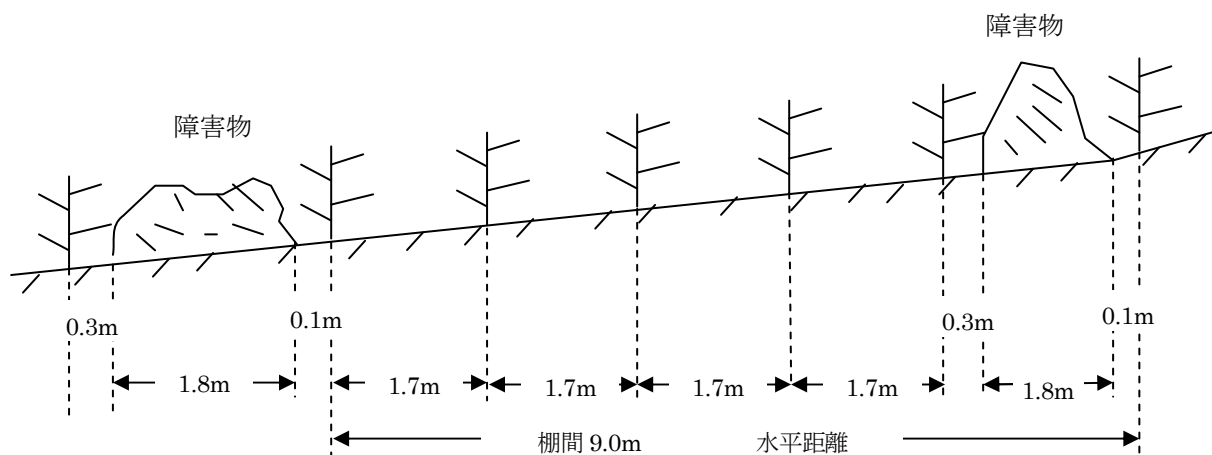
岐阜県森林公社分収造林事業仕様書

この仕様書は、岐阜県森林公社分収造林事業の各工種についての施業仕様を示すもので特別の事項については、別途指示する。

(地 拵)

- 1 地拵の刈払は全刈りとし、尾根筋、急傾斜等には必要に応じて保護樹帯を残すこと。なお、制限林の施業にあたっては、森林計画に定められた施業方法によるものとする。
- 2 地拵は、苗木の植付けを容易にし、かつ、苗木の生育に支障とならないよう行うこと。
- 3 木竹、雑草、つる類等は地際より刈払うこと。
- 4 胸高直径15cm以上の樹木は巻枯しをすることができる。巻枯しは薬剤を使用するかまたは地上60cm位のところで周囲を幅30cm以上、深さ木質部に達するまで樹皮を削り取ること。
- 5 形質優良で生育見込みある有用樹木は監督員の指示を受け残置すること。
- 6 刈払い木竹、枝条等を横置にする場合は、下図のように幅1.7m棚間9.0m（水平距離）を標準として筋条にし、又は沢敷地等の事業地外へ集積すること。

但し、監督員の指示により、地形によって変更することができる。



- 7 階段造林を行う場合の階段工は上部より施工し水平に切り、捨土に留意して、土砂崩れのおこらないよう十分注意すること。

(植 栽)

- 1 苗木は県の林業種苗木法実施要領に定める品質、系統の明確な規格に合ったものを使用すること。
- 2 苗木の購入にあたっては、県の樹苗需給調整要領に従い、特に苗木生産者と運搬方法、時期、着荷場所等連絡を密にし、到着次第梱包を解き直ちに仮植すること。
- 3 仮植は土仮植又は水仮植（すぎのみ）とし、土仮植は日陰適温の土地であって雨水の停滞しない場所を選び、長期にわたる場合は苗木が重ならないよう一列に並べてやや深めに覆土し、よく踏みつけた後再び軽く土を覆い乾燥期は藎等で覆いをする。水仮植は、枝葉が水に浸ないように流水中に根際まで十分浸漬すること。

なお、白根のでないよう浸水期間に注意すること。又、ひのきは裏向きにならないようにすること。

- 4 植付けのため現場へ苗木を運搬したときは、直ちに仮植を行い、藎等で覆い風光に曝さないようにすること。

- 5 植付け時は苗木袋を使用し、直射日光の強い日、強風、又は乾燥甚しく活着の見込みのない場合は中止すること。
- 6 植穴は、径、深さともそれぞれ30cm程度に掘り礫、落葉、根茎等の夾雑物を除却し、細根を十分拡げて細土を入れ、苗木を少し引き上げ根囲りを十分踏みつけ更に覆土すること。
- 7 ひのきは原則として表を南方向に向けて植えること。
- 8 ライフパックの使用にあたっては、次のことに注意すること。
 - (ア) 湿気の多い所を避けて、少ない所に保管する。
 - (イ) 屋内でも高温になるところは避ける。
 - (ウ) 露天に放置する場合は、のり巻き状とした合わせ目を横側とし、かつ下向きにして水分が入らないようにする。
 - (エ) 直射日光のあたらない風通しのよい日陰に、3段以下にして保管する。
 - (オ) 高湿（外気温度25度）の時は、パック内がむれるおそれがあるので十分注意する。
 - (カ) 切り株等で穴があかないよう注意する。（破れた場合は、ガムテープ等でふさぐこと）
 - (キ) 開封後は速やかに植え付ける。
 - (ク) 開封後は菌が乾燥（脱水）しやすいので、必要最小量を取り出し、残りには遮光シートをかけて直射日光を避ける。
- 9 苗木植栽本数は通常1ヘクタール当り3,000本とし、植栽距離は支障木を筋条に集積した場合（前記（地拵）の6参照）の標準を次表に示す。

植付距離早見表（水平距離）ha当り3,000本植

棚間本数	棚間距離	苗木間距離		棚 巾	棚・苗木間距離
		横	縦		
本 3	5.4	1.8 m	1.8 m	1.4 m	上 0.1 下 0.3 m
		〃	1.7	1.6	〃
		〃	1.6	1.8	〃
		〃	1.5	2.0	〃
4	7.2	〃	1.8	1.4	〃
		〃	1.7	1.7	〃
		〃	1.6	2.0	〃
		〃	1.5	2.3	〃
5	9.0	〃	1.8	1.4	〃
		〃	1.7	1.8	〃
		〃	1.6	2.2	〃
		〃	1.5	2.6	〃

- 10 広葉樹の苗木には、誤伐がないよう目印をつけること。
 - (補 植)
 - 1 植栽の時から1カ年以内において、植栽木が枯損した場合において、その枯損がもっぱら請負者の責に帰すべき事由によって生じたと認められたときは、その補植に要する費用は、請負者がこれを負担するものとする。
 - 2 補植は、欠損の箇所に確実に植え付け、脱落のないよう注意すること。

3 植栽方法については新植に準ずる。

(根 踏)

1 風、雪又は凍土により倒伏したり浮上した植栽木は根際を十分踏みつけ枯損防止をはかること。

(雪起し)

1 雪起しは、融雪後、樹液のまだ動かぬ前に速やかに行うこと。

2 雪起しの材料は縄等指定の材料を使用し、植栽木に損傷のおそれのある針金等は使用しないこと。

3 引起しは樹幹を垂直状態にしてよく根元を踏み付けること。

(下 刈)

1 下刈適期に行うこと。

2 刈払の方法は全刈とし、雑草木等を地際より刈払うこと。

3 植栽木を損傷しないこと。

4 植栽木の二段以上の股木は最も優良なものを残して他は刈取ること。

5 刈払った雑草木は植栽木の障害にならぬよう措置すること。

(つる切り)

1 つる防除の時期を誤らないこと。

2 つる切りは根部から抜きとるか、切断し造林木にからんでいるものは丁寧に取除くこと。

3 ケイピンを使用するときは、つるの根株にキリ等で穴をあけケイピンの薬剤含浸部が全部かくれるまで挿入すること。

4 その他薬剤使用の場合は、使用法を誤らないこと。

(除 伐)

1 造林木の生育に支障を及ぼす雑木、雑草類や将来主林木となる見込みのない劣勢木を除却すること。

2 林縁、峰筋等風当りの強い箇所の除伐については監督員の指示をうけること。

3 伐倒木は、造林木又は管理の障害にならぬよう措置すること。

4 将来性のある有用広葉樹は積極的に残置するよう心がけること。

(保育間伐)

間伐すべき樹木（以下「間伐木」という。）は、標示したもので次のとおりとする。

1 枯 損 木

2 病 木

3 障 害 木

4 被圧木等の成長見込みのないもの又は隣接木の成長を妨げるもの。

5 伐倒の際に隣接木に損傷を与えないよう注意すること。

6 残存木の幹に巻きついているつる類はすべて根引きまたは切断し、造林木の生育を妨げる茎葉を取り除くこと。

7 伐倒木はかかり木とならないようにすること。

8 間伐木は概ね等高線上に平行に残置することとし、後続作業の支障及び山地荒廃の誘因とならないようにすること。

(利用間伐)

上記の保育間伐に準拠するほか次のとおりとする。

- 1 間伐木の選定は、別に指示するところによること。
- 2 間伐木の造材方法及び搬出材については、監督員の指示に従うこと。
- 3 搬出材の集積箇所は、最寄りの道路際で監督員の指示する箇所とし、材積を確認する。
- 4 搬出しない材及び枝条等は、監督員の指示に従い、他の作業の支障とならないよう整理すること。

(枝 打)

- 1 枝打は適期すなわち晩秋から早春までに行うこと。
- 2 優良健全木を対象とし、劣勢木、損傷木の枝打は行わないこと。
- 3 樹齢、林況、林木の位置を考慮して、力枝以下について行うこと。
- 4 枝打は幹に沿って切り口は小さく、平滑にして切り口が早く癒合するよう行うこと。
- 5 林縁木は、林地保護のため原則として内側の枝だけ切り外側は残すこと。

(枝 払)

- 1 枝払の高さは、地上1mを標準とする。
- 2 樹幹に巻ついているつる類は、すべて根元より切り離し取り除くこと。

(すそ払い)

- 1 すそ払いの高さは、地上60cmを標準とする。
- 2 樹幹に巻ついているつる類は、すべて根元より切り離し取り除くこと。

(広葉樹改良)

- 1 優良広葉樹の障害となるものを選別し伐倒する。
- 2 根株より複数に成立しているもののうち、優良木を除き伐倒する。
- 3 伐倒した物件は、残置木の障害とならないよう措置する。

(野兎防除)

- 1 くくりわなは、艶消し鉄線を使用し、長さ80cmとし、わなの輪の直径は10cm程度とする
- 2 仕掛け方法は、わなの一端を樹木に結びつけ、固定し輪を地上から10cm位の高さにする
- 3 設置場所は造林地付近の小径、管理道等野兎の通路を選び、設置場所には必ず標示をし他を防止すること。

(忌避剤塗布)

- 1 忌避剤塗布は加害獣の口の位置に配慮し、葉の表面だけでなく枝及び幹全体に塗布する。
- 2 塗布処理に際しては、1箇所に過度な量の塗布により気孔をふさがないようにする。

(クマ剥ぎ防除)

- 1 根本の結び目は容易に解けることのないよう固定し、高さ1.50mまで巻き付ける。
- 2 テープは成長による食い込み防止のため、十分広げて巻き付けること。

(作業路補修)

- 1 作業路の補修は、路面流出箇所、崩土箇所等の整備を行い、補修不能の箇所は迂回路を作設する。

(管理歩道開設)

- 1 管理歩道は、新植、保育作業が容易に出来るようもっとも効率的な開設を心がけること。
- 2 歩道巾員は60cmとする。

(管理歩道の維持管理)

- 1 保育等作業期間中には、使用する管理歩道は利用できるよう常に維持管理を怠らないこと。

(管理歩道等補修)

- 1 管理歩道及びその他造林作業のために使用する歩道の補修は、雑木及び雑草を除去し通行可能にするとともに、決壊等がある場合は切り取り若しくは木材等により歩道幅60cm以上を確保するよう補修すること。

なお、補修にあたっては造林木に損傷を与えないよう十分に注意すること。

(境界標柱建設)

- 1 標柱は公社の指定する規格のものを使用し、設置場所は、設計図により標柱を2/3埋設すること。

(林地保護工)

- 1 杭の打込み角度は山腹傾斜に直角の方向と垂直線との2等分線とする。
- 2 杭の打ち込み深さは杭長の2/3とし、杭頭を損傷しないよう、丁寧に打つこと。
- 3 ネットを張る際にはU字釘にて杭の内側に確実に打ちつけ固定すること。
- 4 地面を切崩した土はネット方向に埋戻して水平にすること。
- 5 必要に応じ種子を播種し、肥料木を植付け、施肥すること。

(獣害防止柵)

- 1 地山の勾配が大きく変化する場所では、地面との隙間が出来ないように万全を期すこと。
- 2 支柱間隔、支柱打込深及びアンカー等は使用する資材の標準仕様を遵守すること。

(境界確認)

- 1 境界は、幅1.6mで雑木の除去及び雑草の刈り払いを行うこと。
- 2 必要に応じて境界標柱の建て直し及び補足を行うこと。

(資材の購入)

- 1 造林事業に必要な資材を購入する場合は、公社にあらかじめ協議し承諾を得ること。

(施工管理)

- 1 請負者は別に定める造林事業施工管理基準により施工管理をおこなわなければならない。

(その他)

- 1 施業に当たっては施工者は労務管理に万全を期し、災害防止につとめること。特に山火事防止には十分留意すること。
- 2 その他法令に係りのあるものについては、十分注意すること。